

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月十七日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第五号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則の一部を改正する規則

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（昭和三十三年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第四から別表第六までを次のように改める。

別表第四（第八条関係）

級地区分	学 校 等 名
一級	広島市立似島小学校 " 志屋小学校 " 小河内小学校 " 湯来東小学校 " 湯来西小学校 福山市立山野小学校 " 広瀬小学校 呉市立豊島小学校 東広島市立大田小学校 安芸高田市立川根小学校 " 来原小学校 " 船佐小学校 山県郡安芸太田町立殿賀小学校 " 筒賀小学校 " 上殿小学校 " 戸河内小学校 " 北広島町立芸北小学校 " 大朝小学校 " 川迫小学校 " 豊平西小学校 " 豊平東小学校 三原市立鷺浦小学校 " 羽和泉小学校 " 神田小学校 " 大草小学校 尾道市立百島小学校 世羅郡世羅町立津久志小学校 " せらにし小学校 神石郡神石高原町立油木小学校 " 二幸小学校 " 豊松小学校 三次市立川西小学校

二級	<p>       " 作木小学校        " 八幡小学校徳市分校        " 仁賀小学校        " 三和小学校        " 小童小学校        庄原市立小奴可小学校        " 八幡小学校        " 栗田小学校        " 高野小学校        " 比和小学校        広島市立似島中学校        福山市立山野中学校        " 広瀬中学校        呉市立豊浜中学校        大竹市立栗谷中学校        安芸高田市立高宮中学校        山県郡安芸太田町立筒賀中学校        " 戸河内中学校        " 北広島町立大朝中学校        " 豊平中学校        三原市立大和中学校        尾道市立百島中学校        世羅郡世羅町立世羅西中学校        神石郡神石高原町立油木中学校        " 豊松中学校        " 三和中学校        三次市立作木中学校        " 三和中学校        庄原市立高野中学校        " 比和中学校        安芸高田市立高宮学校等給食共同調理場        山県郡安芸太田町筒賀学校給食共同調理場        " 北広島町大朝学校給食共同調理場        " 豊平学校給食センター        世羅郡世羅町せらにし学校給食センター        神石郡神石高原町豊松学校給食共同調理場        三次市作木学校給食共同調理場        " 三和学校給食共同調理場        庄原市比和学校給食共同調理場        " 高野学校給食共同調理場     </p>
	<p>       福山市立走島小学校        呉市立豊小学校        大竹市立阿多田小学校        " 栗谷小学校        廿日市市立吉和小学校        山県郡安芸太田町立修道小学校        " 北広島町立八幡小学校        " 雄鹿原小学校        " 雲月小学校     </p>

	<p>” ” 美和小学校          神石郡神石高原町立神石小学校          福山市立走島中学校          呉市立豊中学校          廿日市市立吉和中学校          山県郡北広島町立芸北中学校          神石郡神石高原町立神石中学校          呉市豊学校給食共同調理場          廿日市市吉和学校給食センター</p>
--	---

別表第五（第八条関係）

<p>級地区分</p> <p>準へき地 学校</p>	<p>級地区分</p> <p>学 校 等 名</p> <p>広島市立似島学園小学校          福山市立内浦小学校          呉市立尾立小学校          ” 倉橋東小学校          竹原市立仁賀小学校          東広島市立竹仁小学校          ” 河内西小学校          山県郡北広島町立豊平南小学校          三原市立神田東小学校          ” 榎梨小学校          尾道市立瀬戸田小学校          ” 南小学校          神石郡神石高原町立来見小学校          三次市立安田小学校          ” 灰塚小学校          庄原市立口北小学校          広島市立似島学園中学校          ” 湯来中学校          三次市立甲奴中学校          庄原市立口和中学校          広島市湯来地区学校給食センター          東広島市福富学校給食センター          尾道市瀬戸田学校給食センター          三次市甲奴学校給食共同調理場          庄原市口和学校給食共同調理場</p>
--------------------------------	--

別表第六（第八条関係）

<p>級地区分</p> <p>特地区域 学校</p>	<p>級地区分</p> <p>学 校 等 名</p> <p>福山市立内海小学校          大竹市立穂原小学校          東広島市立豊栄小学校          ” 小松原小学校          安芸高田市立美土里小学校          山県郡北広島町立新庄小学校          神石郡神石高原町立三和小学校          ” ” 高蓋小学校</p>
--------------------------------	--

	三次市立布野小学校 " 八幡小学校 " 甲奴小学校 庄原市立口南小学校 東広島市立豊栄中学校 尾道市立瀬戸田中学校 " 生口中学校 三次市立布野中学校 庄原市立総領中学校 東広島市豊栄学校給食センター 安芸高田市立美土里学校給食調理場 神石郡神石高原町三和給食共同調理場 三次市布野学校給食共同調理場
--	--

附 則

(施行期日)

1 この人事委員会規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この人事委員会規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「条例」という。）第九条第一項及び第三項並びにこの人事委員会規則による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規定（以下「改正前の規則」という。）第八条第一項並びに別表第四及び別表第五の規定によるへき地手当（以下「旧手当」という。）が支給される学校等に勤務していた職員で、条例第九条第一項及び第三項並びにこの人事委員会規則による改正後の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の実施に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第八条第一項並びに別表第四及び別表第五の規定（以下「改正後の規則等の規定」という。）によるへき地手当（以下「新手当」という。）の月額が施行日の前日における旧手当の月額に達しないこととなるもの（改正後の規則別表第四又は別表第五に規定されなかったことにより新手当の支給を受けないこととなる者を含む。）の施行日以後のへき地手当の額は、改正後の規則等の規定にかかわらず、当該職員が施行日以後引き続き当該学校等に勤務する場合（当該学校等の移転があった場合を除く。）においては、新手当の月額が施行日の前日における当該職員に係る旧手当の月額に達するまでの間（改正後の規則別表第四又は別表第五に規定されなかったことにより新手当の支給を受けないこととなる者については、施行日以後引き続き当該学校等に勤務する間）、当該旧手当の月額に相当する額とする。
- 3 当分の間、改正前の規則別表第四に規定する級地区分が一級のへき地学校として指定されていた学校で、施行日において改正後の規則別表第六に規定する特地学校として指定されることとなる学校については、改正後の規則別表第五に規定する準へき地学校とみなして、改正後の規則の規定及び前項の規定を適用する。